

安全データシート(SDS)

1. 化学品及び会社情報

| | |
|---------------|---------------------------|
| 化学品の名称(製品名): | タセト シルバー シンナー |
| 供給者の会社名称: | 株式会社タセト |
| 住所: | 〒251-0014 神奈川県藤沢市宮前 100-1 |
| 担当部門: | 化学品技術グループ |
| 電話番号: | 0466-29-5638 |
| FAX 番号: | 0466-29-5630 |
| 緊急連絡先及び電話番号: | 同上 |
| 推奨用途及び使用上の制限: | 開先防錆剤 タセト シルバーの洗浄及び希釈用溶剤 |

2. 危険有害性の要約

| | | |
|-----------|---------------------------|---|
| 化学品のGHS分類 | | |
| 物理化学的危険性 | 引火性液体 | 区分 2 |
| 健康に対する有害性 | 急性毒性(経口) | 区分に該当しない |
| | 急性毒性(経皮) | 区分に該当しない |
| | 急性毒性(吸入:気体) | 区分に該当しない(分類対象外) |
| | 急性毒性(吸入:蒸気) | 区分 4 |
| | 急性毒性(吸入:粉じん及びミスト) | 分類できない |
| | 皮膚腐食性/皮膚刺激性 | 区分 2 |
| | 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 | 区分 2A |
| | 呼吸器感作性 | 分類できない |
| | 皮膚感作性 | 区分に該当しない |
| | 生殖細胞変異原性 | 区分に該当しない |
| | 発がん性 | 区分に該当しない |
| | 生殖毒性 | 区分 1A |
| | 生殖毒性・授乳に対する 又は授乳を介した影響 | 追加区分 |
| | 特定標的臓器毒性(単回ばく露) | 区分 1(中枢神経系) 区分 2(視覚器、全身毒性) 区分 3(気道刺激性、麻酔作用) |
| | 特定標的臓器毒性(反復ばく露) | 区分 1(中枢神経系、腎臓、肝臓) 区分 2(視覚器) |
| | 誤えん有害性 | 区分 1 |
| 環境に対する有害性 | 水生環境有害性 短期(急性) | 区分 2 |
| | 水生環境有害性 長期(慢性) | 区分に該当しない |
| | オゾン層への有害性 | 分類できない |

GHS ラベル要素
絵表示又はシンボル:

注意喚起語:

危険

危険有害性情報:

引火性の高い液体及び蒸気
吸入すると有害(蒸気)
皮膚刺激
強い眼刺激
生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
授乳中の子に害を及ぼすおそれ

| | | |
|-------|--------|---|
| | | 中枢神経系の障害 臓器(視覚器、全身毒性)の障害のおそれ 呼吸器への刺激のおそれ 眠気又はめまいのおそれ 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器(中枢神経系、腎臓、肝臓)の障害 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器(視覚器)の障害のおそれ 飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ 水生生物に毒性 |
| 注意書き: | 【安全対策】 | 使用前にラベルに記載された注意事項等を読むこと。 全ての安全注意(本SDS等)を読み理解するまで取り扱わないこと。 熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。 容器を密閉しておくこと。 容器を接地しアースをとること。 防爆型の電気機器／換気装置／照明機器等を使用すること。 火花を発生させない工具を使用すること。 静電気放電に対する措置を講ずること。 ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。 妊娠中／授乳期中は接触を避けること。 取扱い後は手洗い、うがい等を行うこと。 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。 屋外又は換気の良い場所だけで使用すること。 必要などき以外は、環境への放出を避けること。 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。 |
| | 【応急措置】 | 飲み込んだ場合:直ちに医師に連絡すること。無理に吐かせないこと。 皮膚に付着した場合:多量の水と石鹸で洗うこと。 皮膚(又は髪)に付着した場合:直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。 皮膚を水又はシャワーで洗うこと。 皮膚刺激が生じた場合:医師の診察／手当てを受けること。 汚染された衣服を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。 吸入した場合:空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。 眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 眼の刺激が続く場合:医師の診察／手当てを受けること。 ばく露又はばく露の懸念がある場合:医師の診察／手当てを受けること。 火災の場合:消火するために有効な消火剤を使用すること。(粉末、炭酸ガス、泡等) |
| | 【保管】 | 子供の手の届かないところに置くこと。 容器を密閉して、涼しく換気の良い場所で保管すること。 |
| | 【廃棄】 | 内容物／容器を国際、国、都道府県、又は市町村の規則に従って産業廃棄物として処理すること。 |

3. 組成及び成分情報

- ・ 化学物質・混合物の区別 : 混合物
- ・ 成分及び含有量:

| 成分 番号 | 内 容 成 分 〔化学名又は一般名〕 | 濃度 (wt%) | CAS No. | 官報公示 整理番号 | PRTR 法 ^{I)} 管理番号 | 安衛法 通知物質番号 ^{II)} |
|----------|-----------------------|----------|----------|--------------|------------------------------|------------------------------|
| 1 | トルエン | 61 | 108-88-3 | (3)-2 | 300 | 407 |
| 2 | メタノール | 5~10 | 67-56-1 | (2)-201 | 非該当 | 560 |
| 3 | イソブチルアルコール | 5~10 | 78-83-1 | (2)-3049 | 非該当 | 477 |

| | | | | | | |
|---|------------------------|-------|----------|---------|-----|-----|
| 4 | 酢酸エチル | 10~20 | 141-78-6 | (2)-726 | 非該当 | 177 |
| 5 | 酢酸イソブチル | 10~20 | 110-19-0 | (2)-731 | 非該当 | 181 |
| 6 | エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル | 3.0 | 111-76-2 | (2)-407 | 594 | 79 |

I) 化学物質排出把握管理促進法 該当 2 成分

II) 労働安全衛生法 57 条の 2 通知対象物質 : 該当 6 成分

4. 応急処置

| | |
|----------------------------|---|
| 吸入した場合: | 新鮮な空気のある場所へ移動し、呼吸しやすい体勢で休息させること。 医師の診察、手当てを受けること。 気分が悪いときは、医師の診察、手当てを受けること。 |
| 皮膚に付着した場合: | 直ちに汚染された衣類を脱ぐこと。 皮膚を速やかに洗浄すること。 多量の水と石鹸で洗うこと。 皮膚刺激が生じた場合、医師の診察、手当てを受けること。 医師の診察、手当てを受けること。 汚染された保護衣を再使用する場合には洗濯すること。 |
| 眼に入った場合: | 水で数分間、注意深く洗うこと。 コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。 その後も洗浄を続けること。 眼の刺激が続く場合は、医師の診察、手当てを受けること。 医師の診察、手当てを受けること。 |
| 飲み込んだ場合: | 口をすすぐこと。 この液体は肺に入ると化学性肺炎の危険が増すので、吐き出させてはならない。 医師の診察、手当てを受けること。 気分が悪いときは、医師の診察、手当てを受けること。 |
| 急性症状及び遅発性症状 の最も重要な徴候症状: | 吸入した場合: 咳、めまい、し眠、頭痛。 皮膚に接触した場合: 皮膚の乾燥、発赤。 眼に入った場合: 発赤、痛み、かすみ眼。 飲み込んだ場合: 咳、めまい、し眠、頭痛。 |
| 応急措置をする者の保護に 必要な注意事項: | 火気に注意する。 有機溶剤用の防毒マスクがあればそれを着用する。 |
| 医師に対する特別な注意事項: | 安静に保ち、医学的な経過観察が必要である。 |

5. 火災時の措置

| | |
|----------------------------|---|
| 適切な消火剤 | 小火災: 二酸化炭素、粉末消火剤、散水、耐アルコール性泡消火剤 大火災: 散水、噴霧水、耐アルコール性泡消火剤 |
| 使ってはならない消火剤: | 棒状注水 散水によって逆に火災が広がるおそれがある場合には、上記に示す消火剤のうち、散水以外の適切な消火剤を利用すること。 |
| 火災時の特有の危険有害性: | 熱、火花、火炎で容易に発火する。 加熱により容器が爆発するおそれがある。 火災によって刺激性、毒性、又は腐食性のガスを発生するおそれがある。 引火性の高い液体及び蒸気 |
| 特有の消火方法: | 引火点が極めて低い。 散水以外の消火剤で消火の効果がでない大きな火災の場合には散水する。 危険でなければ火災区域から容器を移動する。 移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。 消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。 |
| 消火活動を行う者の特別な保護具 及び予防措置: | 消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。 |

容器を密閉して換気の良い冷所で保管すること。
 可能であれば施錠して保管すること。
 指定数量以上の危険物は、貯蔵所以外の場所でこれを貯蔵してはならない。
 安全な容器包装材料: 消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

8. ばく露防止及び保護措置

| 成分 番号 | 内 容 成 分 〔化学名又は一般名〕 | 管理濃度 〔ppm〕 | 許容濃度〔ppm〕 | |
|----------|-----------------------|---------------|----------------------|-----------------------------|
| | | | 日本産業衛生学会 (2015年版) | ACGIH (TLV-TWA) (2015年版) |
| 1 | トルエン | 20 | 50 | 20 |
| 2 | メタノール | 200 | 200 | 200 |
| 3 | イソブチルアルコール | 50 | 50 | 50 |
| 4 | 酢酸エチル | 200 | 200 | 400 |
| 5 | 酢酸イソブチル | 150 | 設定されていない | 150 |
| 6 | エチレングリコールモノルマルブチルエーテル | 25 | 設定されていない | 20 |

設備対策: 蒸気の発生源や取扱作業場所には密閉系設備又は局所排気装置を設けること。
 防爆の電気・換気・照明機器を使用すること。
 静電気放電に対する措置を講ずること。
 この物質を貯蔵ないし取り扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。

保護具 呼吸用保護具: 適切な呼吸器保護具(防毒マスク(有機ガス用)、高濃度の場合、送気マスク・空気呼吸器)を着用すること。

手の保護具: 有機溶剤又は化学薬品が浸透しない材質の手袋を着用すること。

眼、顔面の保護具: 適切な眼の保護具を着用すること(「保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)」)。

皮膚及び身体の保護具: 保護長靴、耐油性(不浸透性・静電気防止対策用)前掛け、防護服(静電気防止対策用)等の保護具を着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状態、形状、色など: 透明液体

臭い: 溶剤臭

融点/凝固点: -82℃以下

沸点又は初留点及び沸点範囲: 65~117℃

可燃性: 可燃性液体

爆発下限界及び爆発上限界
 /可燃限界: 下限 1.1 vol%、上限 36.5 vol%

引火点: -1.0℃ (タグ密閉)

自然発火点: 415℃以上

分解温度: データなし

pH: データなし

動粘性率: データなし

溶解度: [水]水に溶解する成分を含有する。
 [他]有機溶剤に溶解する。

n-オクタノール/水分配係数(log 値): データなし

蒸気圧: 12,700 Pa (20℃)

密度及び/又は相対密度: 0.87

相対ガス密度(空気=1): 3.1

粒子特性: データなし

10. 安定性及び反応性

反応性: 通常の手扱いにおいては安定である。

化学的安定性: 通常の手扱いにおいては安定である。

危険有害反応可能性: 加熱により発火する。
 避けるべき条件: 流動、攪拌等により、静電気が発生することがある。
 混触危険物質: 強酸化剤と厳しく反応し、火災や爆発の危険をもたらす。
 危険有害な分解生成物: 加熱、高温
 強酸化剤、強酸、強アルカリ
 加熱分解、燃焼により一酸化炭素、二酸化炭素等を生じる。

11. 有害性情報

急性毒性(経口): 区分に該当しない
 急性毒性(経皮): 区分に該当しない
 急性毒性(吸入:気体): 区分に該当しない。(分類対象外)
 急性毒性(吸入:蒸気): 急性毒性推定値(ATEmix)が>10 mg/L であり、20 mg/L 以下のため、区分 4 とした。
 急性毒性(吸入:粉じん及びミスト): 有用な情報がなく分類できない。
 皮膚腐食性/刺激性: 区分 2 の成分が 10%以上のため、区分 2 とした。
 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性: 区分 2A の成分が 10%以上のため、区分 2A とした。
 呼吸器感受性: 有用な情報がなく分類できない。
 皮膚感受性: 区分に該当しない
 生殖細胞変異原性: 区分に該当しない
 発がん性: 区分に該当しない
 生殖毒性: 区分 1A の成分が 0.3%以上のため、区分 1A とした。
 生殖毒性・授乳に対する
 又は授乳を介した影響: 追加区分物質である「トルエン」の濃度が 0.3%以上のため、追加区分とした。
 特定標的臓器毒性(単回ばく露): 区分 1 中枢神経系
 区分 2 視覚器、全身毒性
 区分 3 気道刺激性、麻酔作用
 特定標的臓器毒性(反復ばく露): 区分 1 中枢神経系、腎臓、肝臓
 区分 2 視覚器
 誤えん有害性: 区分 1 炭化水素化合物であり、動粘性率が 20.5 mm²/s (40°C) 以下のため、本液においては区分 1 とした。

○各成分の健康有害性情報

| 成分 番号 | 内 容 成 分 〔化学名又は一般名〕 | 急性毒性 | | | | |
|----------|-----------------------|----------|----------|---------------------|------------|-----------------|
| | | 経口 | 経皮 | 吸入 (気体) | 吸入 (蒸気) | 吸入 (粉じん、ミスト) |
| 1 | トルエン | 区分に該当しない | 区分に該当しない | 区分に該当しない (分類対象外) | 区分 4 | 分類できない |
| 2 | メタノール | 区分 4 | 区分に該当しない | 区分に該当しない (分類対象外) | 区分に該当しない | 分類できない |
| 3 | イソブチルアルコール | 区分に該当しない | 区分に該当しない | 区分に該当しない (分類対象外) | 区分 4 | 分類できない |
| 4 | 酢酸エチル | 区分に該当しない | 区分に該当しない | 区分に該当しない (分類対象外) | 区分 4 | 分類できない |
| 5 | 酢酸イソブチル | 区分に該当しない | 区分に該当しない | 区分に該当しない (分類対象外) | 区分 4 | 分類できない |
| 6 | エチレングリコールモノメチルエーテル | 区分 4 | 区分に該当しない | 区分に該当しない (分類対象外) | 区分に該当しない | 分類できない |
| 成分 番号 | 内 容 成 分 〔化学名又は一般名〕 | 皮膚腐食/刺激 | 眼損傷/眼刺激 | 呼吸器感受性 | 皮膚感受性 | |
| 1 | トルエン | 区分 2 | 区分 2B | 分類できない | 区分に該当しない | |
| 2 | メタノール | 分類できない | 区分 2A-2B | 分類できない | 分類できない | |
| 3 | イソブチルアルコール | 区分 2 | 区分 2A | 分類できない | 分類できない | |

| 4 | 酢酸エチル | 区分に該当しない | 区分 2B | 分類できない | 区分に該当しない |
|----------|-------------------------|--|-------------------|----------|----------|
| 5 | 酢酸イソブチル | 区分 3 | 区分 2B | 分類できない | 区分に該当しない |
| 6 | エチレングリコールモノノールマルブチルエーテル | 区分 2 | 区分 2A | 分類できない | 区分に該当しない |
| 成分 番号 | 内 容 成 分 〔化学名又は一般名〕 | 生殖細胞変異原性 | 発がん性 | 生殖毒性 | |
| 1 | トルエン | 区分に該当しない | 区分に該当しない | 区分 1A | |
| 2 | メタノール | 区分に該当しない | 分類できない | 区分 1B | |
| 3 | イソブチルアルコール | 区分に該当しない | 区分に該当しない | 区分に該当しない | |
| 4 | 酢酸エチル | 区分に該当しない | 分類できない | 分類できない | |
| 5 | 酢酸イソブチル | 分類できない | 分類できない | 分類できない | |
| 6 | エチレングリコールモノノールマルブチルエーテル | 区分に該当しない | 区分に該当しない | 区分 2 | |
| 成分 番号 | 内 容 成 分 〔化学名又は一般名〕 | 特定標的臓器毒性(単回) | 特定標的臓器毒性(反復) | 誤えん有害性: | |
| 1 | トルエン | 区分 1(中枢神経系) 区分 3(気道刺激性、麻酔作用) | 区分 1(中枢神経系、腎臓、肝臓) | 区分 1 | |
| 2 | メタノール | 区分 1(中枢神経系、視覚器、全身毒性) 区分 3(気道刺激性、麻酔作用) | 区分 1(中枢神経系、視覚器) | 分類できない | |
| 3 | イソブチルアルコール | 区分 3(気道刺激性、麻酔作用) | 区分に該当しない | 区分 2 | |
| 4 | 酢酸エチル | 区分 3(気道刺激性、麻酔作用) | 分類できない | 分類できない | |
| 5 | 酢酸イソブチル | 区分 3(気道刺激性) | 分類できない | 分類できない | |
| 6 | エチレングリコールモノノールマルブチルエーテル | 区分 3(気道刺激性) | 分類できない | 分類できない | |

12. 環境影響情報

| | |
|------------|---|
| 生態毒性: | 水生環境有害性 短期(急性) 【加算法】($(\text{毒性乗率} \times 10 \times \text{区分 1}) + \text{区分 2}$)により、全成分の合計が濃度限界(25%)以上のため、区分 2 とした。 |
| | 水生環境有害性 長期(慢性) 区分に該当しない |
| 残留性・分解性: | データなし |
| 生体蓄積性: | データなし |
| 土壤中の移動性: | データなし |
| オゾン層への有害性: | 有用な情報がなく分類できない。 |

○ 各成分の環境影響情報

| 成分 番号 | 内 容 成 分 〔化学名又は一般名〕 | 水生環境有害性 | | オゾン層への有害性 |
|----------|-------------------------|----------|----------|-----------|
| | | 短期(急性) | 長期(慢性) | |
| 1 | トルエン | 区分 2 | 区分に該当しない | 分類できない |
| 2 | メタノール | 区分に該当しない | 区分に該当しない | 分類できない |
| 3 | イソブチルアルコール | 区分に該当しない | 区分に該当しない | 分類できない |
| 4 | 酢酸エチル | 区分に該当しない | 区分に該当しない | 分類できない |
| 5 | 酢酸イソブチル | 分類できない | 分類できない | 分類できない |
| 6 | エチレングリコールモノノールマルブチルエーテル | 区分 2 | 区分 2 | 分類できない |

13. 廃棄上の注意

化学品、汚染容器及び包装の安全で、かつ環境上望ましい廃棄、又はリサイクルに関する情報:

- ・ 廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従う。
- ・ 都道府県知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
- ・ 廃棄物の処理を依頼する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。
- ・ 容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。
- ・ 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去する。

14. 輸送上の注意

国際規制

| | |
|----------------------------|--|
| 海上輸送: | IMOの規定に従う。 |
| 航空輸送: | ICAO/IATAの規定に従う。 |
| UN No. (国連番号): | 1263 |
| Proper Shipping Name (品名): | Paint Related Material (塗料関連物) |
| Class (国連分類): | 3 |
| Packing Group (容器等級): | II |
| 輸送又は輸送手段に関する 特別の安全対策: | 危険物は当該危険物が転落し、又は危険物を収納した運搬容器が落下し、転倒もしくは破損しないように積載する。 危険物又は危険物を収納した容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬する。 輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。 食品や飼料と一緒に輸送してはならない。 重量物の上積みしない。 |
| 国内規制がある場合の規制情報: | |
| 陸上輸送: | 消防法等、該当法に定められた運送方法に従う。 |
| 海上輸送: | 船舶安全法等、該当法に定められた運送方法に従う。 |
| 航空輸送: | 航空法等、該当法に定められた運送方法に従う。 |
| 緊急時応急措置指針番号: | 128 引火性液体(水不溶) |

15. 適用法令

| | |
|----------------------------|---|
| ・消防法: | 危険物 第4類 第一石油類(非水溶性液体) 危険等級II |
| ・労働安全衛生法: | 施行令 第18条(表示対象物質) 施行令 第18条の2(通知対象物質) 施行令 別表第1 危険物(引火性の物) 有機溶剤中毒予防規則: 第二種有機溶剤 特定化学物質障害予防規則: 非該当 |
| ・毒物及び劇物取締法: | 非該当 |
| ・船舶安全法: | 引火性液体類 (危険物船舶運送及び貯蔵規則 第3条 告示別表第1) |
| ・航空法: | 引火性液体 (航空法施行規則 第194条 告示別表第1) |
| ・悪臭防止法: | 施行令 第1条 悪臭物質(トルエン・イソブチルアルコール・酢酸エチル) |
| ・輸出貿易管理令: | 輸出貿易管理令別表第2(トルエンを50%を超えて含有する) |
| ・麻薬及び向精神薬取締法: | 第2条第7号 麻薬向精神薬原料(トルエンを50%を超えて含有する) |
| ・大気汚染防止法: | 施行令 第10条 特定物質(メタノール) |
| ・化学物質排出把握管理促進法: (PRTR法) | 第一種指定化学物質を含有する。 |

16. その他の情報

- 参考文献:
- 1) 独立行政法人 製品評価技術機構(NITE) GHS分類結果
 - 2) JIS Z 7252:2019「GHSに基づく化学品の分類方法」
 - 3) JIS Z 7253:2019「GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS)」
 - 4) 許容濃度の勧告(2015)、日本産業衛生学会
 - 5) Thresholds limit values for chemical substances and physical agents and biological exposure indices、ACGIH(2015)
 - 6) (株)タセト 社内資料(原材料SDS)

記載内容の取扱い

本データシートは、製品の安全性に関する要求事項を記載しています。

本データシートは、製品の安全な取扱いを確保するための「参考情報」として、作成時点で当社の有する情報を取扱事業者に提供するものです。取扱事業者は、この情報に基づいて、自らの責任において、適切な処置を講ずることが必要です。

従って、本データシートは、製品の安全を保障するものではなく、本データシートには記載されていない、当社が知見を有さない危険性及び有害性のある可能性があります。